

事件記録及び事件書類の特別保存の要望について

金沢地方裁判所

1 事件記録及び事件書類の保存について

裁判所における事件記録（以下「記録」といいます。）及び事件書類（以下併せて「記録等」といいます。）については、保存期間が満了した場合には廃棄する旨定められています（事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第8条第1項）が、「1項特別保存」と「2項特別保存」に当たる場合には、保存期間満了後も保存しなければならない旨定められています（事件記録等保存規程第9条）。

「**1項特別保存**」とは、「記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。」（事件記録等保存規程第9条第1項）と定められているもので、当該事件に関係する特別の事由により、同事件の当事者や関係者などからの要望に基づいて、特別保存とされるものです。

これに対して、「**2項特別保存**」とは、「記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。」（事件記録等保存規程第9条第2項）と定められているもので、史料又は参考資料となるべき記録等が特別保存とされるものですが、この特別保存についても、一般の方々からの要望を受けることとしています。

2 要望の申出対象事件

特別保存の要望の申出対象は、金沢地方裁判所（管内の支部及び簡易裁判所を含みます。）に係属していた（いる）事件であれば、事件が判決や和解等により完結した後であっても、係属中であっても行うことができますが、当該事件の記録等が廃棄されると特別保存に付することができなくなります。

記録等は、保存期間満了日の翌年には廃棄の手続を行うこととなりますので御注意ください。保存期間満了日は、当該事件の完結日（判決確定日、和解成立日など）から保存期間の経過した日ですが、記録の保存期間は事件の種類によって異なりますので、詳細は別表を御覧ください。

3 1項特別保存の要望の申出について

1項特別保存は、例えば、再審事件に係属しているといった当該事件に関係する事由により、特別保存に付するよう要望の申出があった場合に、これを受けて、裁判所が特別保存に付するかどうかを決定します。

(1) 1項特別保存に付すべき事件の例

- ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する事件
- イ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件
- ウ その他の関連する事件が現に係属し、又は係属することが予想される事件

(2) 要望の申出の受付期間

要望の申出対象事件は、前記2のとおりですが、事務手続の都合上、要望の申出は、要望の申出をしようとする事件につき保存期間の満了日の属する年の10月末日までに行っていただきますよう御協力をお願いします。

(3) 特別保存の終期

1項特別保存については、特別保存に付することが決定したときから10年間保存する取扱いとしています。引き続き保存の要望がある場合には、特別保存の終期が到来する前に再度の申出を行ってください。

なお、10年より短い期間の保存を要望することもできます。その場合には、要望書の備考欄に要望する期間を記載してください。

(4) 要望の申出方法

1項特別保存の要望の申出は、別添1の1項特別保存要望書ひな形に所定の事項を記入して提出してください。

要望の申出をする事件の記載は、その事件に係属していた（する）裁判所及び事件番号（年度、符号、番号）を記載してください。

事件番号が不明な場合は、事件に関する情報欄に、判決があった日付や当事者名、事件名等の事件の特定に必要な情報を記載してください。事件の特定ができない場合は、特別保存の要望として受け付けることができませんので御注意ください。

なお、記録等の一部について1項特別保存に付するよう要望することもできます（一部の保存を要望する旨の記載がない場合には、記録等の全てを保存することになります。）。その場合には、要望書の備考欄にその旨及び範囲を記載してください。

金沢地方裁判所の本庁が保存している記録等についての1項特別保存要望書は、下記の金沢地方裁判所の本庁の民事訟廷記録係又は刑事訟廷記録係宛てに、持参、郵送、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

なお、金沢地方裁判所の管内の支部及び簡易裁判所が保存している記録等については、当該支部又は簡易裁判所宛てに提出してください。

記

●金沢地方裁判所民事訟廷記録係、刑事訟廷記録係

〒920-8655

金沢市丸の内7番1号

ファクシミリ 076-262-4416（民事）

4 2項特別保存の要望の申出について

2項特別保存は、史料又は参考資料となるべき記録等について、保存期間満了後も保存をするものです。

金沢地方裁判所が、一般の方々からの要望の有無にかかわらず、特別保存に付するものもありますが、要望の申出があった場合に、これを受けて、特別保存に付することを決定するものもあります。

(1) 2項特別保存に付すべき事件の例

- ア 重要な憲法判断が示された事件
- イ 法令の解釈運用上特に参考となる判断が示された事件
- ウ 訴訟運営上特に参考となる審理方法により処理された事件
- エ 世相を反映した事件で史料的価値の高い事件
- オ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する事件
- カ 調査研究の重要な参考資料になる事件

(2) 要望の有無にかかわらず2項特別保存に付する事件

次の事件は、一般の方々からの要望の有無にかかわらず、金沢地方裁判所において、2項特別保存に付します。

- ア 「最高裁判所民事判例集」，「最高裁判所刑事判例集」，「最高裁判所裁判集（民事）」又は「最高裁判所裁判集（刑事）」に判決等が掲載された事件
- イ 当該事件を担当した部から「重要な憲法判断が示された」，「法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された」，又は「訴訟運営上特に参考となる審理方法により処理された」に該当するとして申出があった事件
- ウ 主要日刊紙のうち2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件

(3) 要望の申出の受付期間

（前記3の(2)と同じ）

(4) 2項特別保存したことの公表

2項特別保存の要望の申出があった事件については、金沢地方裁判所において、「保存記録選定委員会」の意見を聴いた上で、2項特別保存に付するかどうかを決定し、翌年6月をめどに、2項特別保存に付された事件の一覧表をHPに掲載します。

なお、これまでに2項特別保存に付された事件についても同様に一覧表を掲載します。

要望の申出の結果については、この一覧表を御覧ください。

おって、一覧表に記載されている以外の結果については、要望の申出をされた方か

ら前記3の(4)の金沢地方裁判所民事訟廷記録係又は刑事訟廷記録係に照会いただければ、個別にお知らせします。

(5) 要望の申出方法

2項特別保存の申出は、別添2の2項特別保存要望書ひな形に所定の事項を記入して提出してください。

ア 要望の申出をする事件の特定

事件番号が判明している場合には、その事件が係属していた裁判所及び事件番号(年度、符号、番号)を記載してください。

事件番号が不明な場合には、記載例のような事件に関する情報を記載して事件の特定をしてください。

(記載例)

(ア) ○年○月○日に判決があった原告○○、被告○○の損害賠償事件

(イ) ○年○月○日の○○新聞朝刊に掲載された被告○○に対する(○○被害に関する)損害賠償事件

イ 記録等の一部についての要望の申出

記録等の一部について2項特別保存に付するよう要望することもできます(一部の保存を要望する旨の記載がない場合には、記録の全てを保存することになります。)。その場合には、要望書の備考欄にその旨及び範囲を記載してください。

ウ 要望の理由

要望の申出のあった事件については、「保存記録選定委員会」が要望の理由を検討した上で、2項特別保存に付することの可否についての意見を具申し、金沢地方裁判所において、この意見を踏まえて、2項特別保存に付するかどうかを決定します。

要望の申出をするに当たっては、2項特別保存に付することが相当であるか否かを検討できるよう、できる範囲で具体的かつ分かりやすく、申出をした理由の概要を記載してください。

エ 要望の申出先等

2項特別保存要望書は、前記3の(4)の金沢地方裁判所の本庁の民事訟廷記録係又は刑事訟廷記録係宛てに、持参、郵送、ファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

なお、金沢地方裁判所の管内の支部及び簡易裁判所が保存している記録等についても、前記本庁の各係宛てに提出してください。

(別表)

記録の保存期間

事件の種類		保存期間	
1	和解事件	3年	
2	督促事件	却下の処分又は支払督促の送達前における取下げによつて完結したもの	5年
	その他	3年	
3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件(選挙に関する訴訟事件を含む。)	5年	
4	公示催告事件	5年	
5	保全命令事件	5年	
6	民事一般調停事件 宅地建物調停事件 商事調停事件 農事調停事件 鉱害調停事件 交通調停事件 公害等調停事件 特定調停事件	5年	
7	過料事件	5年	
8	民事非訟事件	5年	
	商事非訟事件		
9	借地非訟事件	5年	
10	罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理事件	5年	
11	配偶者暴力等に関する保護命令事件	5年	
12	労働審判事件	5年	
13	少額訴訟債権執行事件 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 財産開示事件 企業担保権実行事件	5年	

(別表)

14	破産事件 再生事件 小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件 会社更生事件 承認援助事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁損害賠償責任制限事件		5年
15	簡易確定事件		5年
16	仲裁関係事件		5年
17	人身保護事件		5年
18	医療観察処遇事件		10年。ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項の決定をすることの申立てに係る処遇事件のうち、医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定又は入院によらない医療を受けさせる旨の決定がされた処遇事件については、右の期間満了時に、対象者についての同法による医療の終了の日(同法による医療を終了する旨の決定がされる場合にあつては、当該決定の確定の日)から3年を経過していないときは、当該日から3年を経過するまでの期間
19	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件		5年
20	裁判官の分限事件		5年
21	民事雑事件	証拠保全の申立て(証拠調べをしたもの)	10年
	行政雑事件 人身保護雑事件 執行雑事件 医療観察雑事件	執行認許の請求又は申立て 保全命令の申立て 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第70条の4第1項の規定による裁判の申立て	5年
		その他	3年

(別添1)

1 項 特 別 保 存 要 望 書 ^(※1)	
令和 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 金沢地方裁判所 <input type="checkbox"/> 金沢地方裁判所 支部 御中 <input type="checkbox"/> 簡易裁判所 住所 職業 氏名 印 電話番号 下記の記録・事件書類の特別保存を要望します。(※2)	
対象事件	<input type="checkbox"/> 金沢地方裁判所 <input type="checkbox"/> 金沢地方裁判所 支部 年()第 号 <input type="checkbox"/> 簡易裁判所 【事件に関する情報】
特別保存を要望する理由	規程9条1項(該当するもの(複数選択可)に○を付けてください。) ア 保存期間満了後に当該債務名義に係る債務の履行期が到来する。 イ 再審又は和解無効確認等の事件が現に係属し(事件番号: 裁判所 年()第 号), 又は係属することが予想される。 ウ 関連する事件が現に係属し(事件番号: 裁判所 年()第 号), 又は係属することが予想される。 エ その他 【理由の概要】(上記ア～エのいずれの場合も記載してください。)
備考	

※1 特別保存に付することが決定したときから10年間保存しますが、引き続き保存の要望がある場合には、特別保存の終期が到来する前に再度の申出を行ってください。

なお、10年より短い期間の保存を要望することもできます。その場合には、要望書の備考欄に要望する期間を記載してください。

※2 記録等の一部を特別保存に付するよう要望する場合には、要望書の備考欄にその旨及び範囲を記載してください。一部の保存を要望する旨の記載がない場合には、記録等の全てを保存することになります。

2 項 特 別 保 存 要 望 書

令和 年 月 日

金沢地方裁判所 御中

住所

職業

氏名 印

電話番号

下記の記録・事件書類の特別保存を要望します。(※)

対象事件

金沢地方裁判所

金沢地方裁判所 支部 年()第 号

簡易裁判所

【事件に関する情報】

特別保存を要望する理由

規程9条2項(該当するもの(複数選択可)に○を付けてください。)

ア 重要な憲法判断が示された。

イ 法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された。

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された。

エ 世相を反映した事件で史料的価値が高い。

オ 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する。

カ 調査研究の重要な参考資料となる。

キ その他

【理由の概要】(上記ア～キのいずれの場合も記載してください。)

備考